

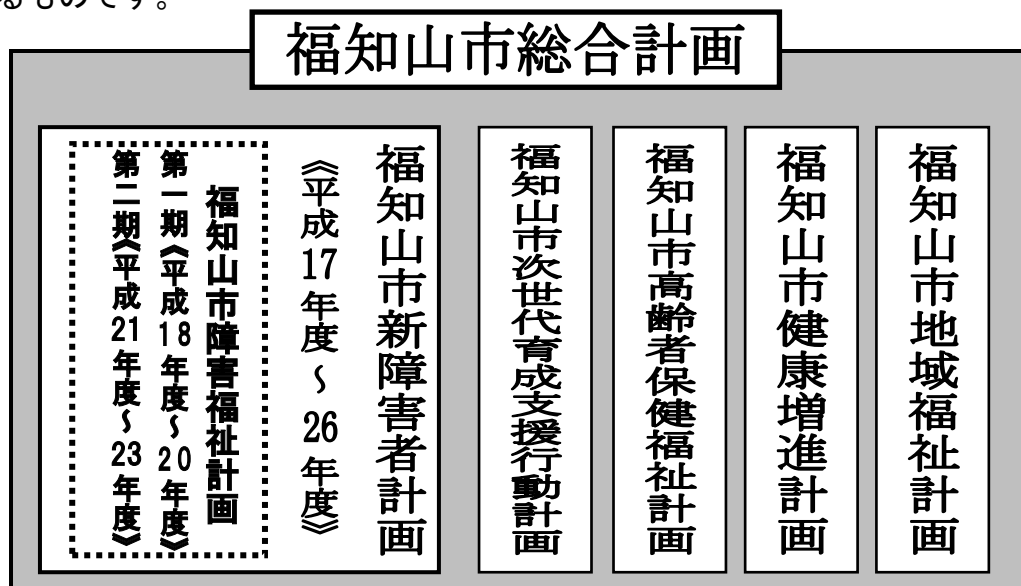
第3期福知山市障害福祉計画(案)のあらまし(平成24年度～26年度)

1 計画策定の趣旨 (計画(案)本編 第1章P1)

障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき市町村に対して策定が義務付けられたもので、平成20年度に「第2期福知山市障害福祉計画」(平成21年度～23年度)を策定しました。平成23年度はその計画期間が最終年を迎えることから、より一層の障害者福祉の充実をめざし、平成24年度から26年度を計画期間とする「第3期福知山市障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ (計画(案)本編 第1章P2)

本計画は、障害者施策の基本方針である「福知山市新障害者計画」の実施計画となるものであり、同計画との整合性を持つ計画として位置づけられるものです。



3 計画期間 (計画(案)本編 第1章P3)

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、障害者総合福祉法(仮称)が平成25年8月までの実施をめざしており、本計画期間中に計画を見直すことがあります。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画		
			見直し			見直し		

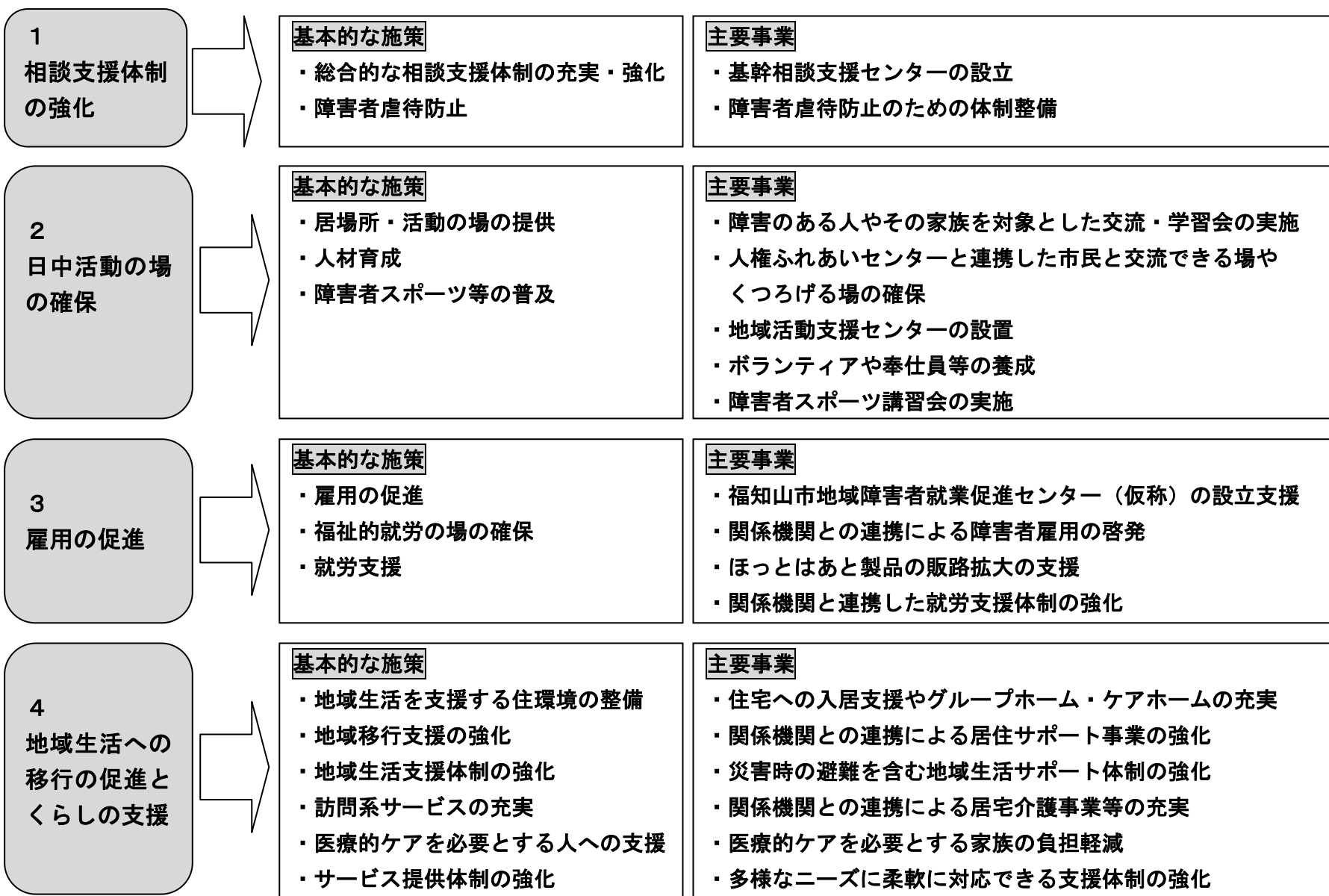
4 実態調査の概要 (計画(案)本編 第1章P5)

市民意識調査(福知山市障害福祉計画策定のためのアンケート)と事業所アンケートを行いました。

	市民アンケート	事業所アンケート
対象者	1,500人 (市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為抽出による)	44か所(市内事業所)
調査期間	平成23年7月1日～平成23年7月20日	平成23年8月26日～平成23年9月9日
回収状況	回答数 970件 回収率 64.7%	回答数 26件 回収率 59.0%

5 第3期計画期間における重点的な取組み (計画(案)本編 第1章P3、第2章P9~20)

基本理念：『障害のある人もない人も、すべての人が共に生きていくまちづくり』



6 平成26年度の目標値の設定 (計画(案)本編 第3章P21~26)

- (1) 施設入所利用者の地域生活への移行
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行
- (4) 就労移行支援事業の利用者数
- (5) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

7 障害福祉サービスの見込み (計画(案)本編 第4章P27~37)

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 指定相談支援

8 地域生活支援事業の見込み (計画(案)本編 第5章P38~47)

- (1) 必須事業
- (2) その他の事業

9 資料編 (計画(案)本編P48~85)

- (1) 計画策定体制
- (2) 市民アンケートの結果について